

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	海津市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kaizu.lg.jp/life-guide/government/my-number/riyojimu.html

執行機関名 海津市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	海津市福祉医療費助成に関する条例(平成17年海津市条例第92号)の規定による福祉医療費助成に関する事務であって、次に掲げるもの (1)乳幼児等の福祉医療費助成に係る事実の審査に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1右欄第1号 海津市福祉医療費助成に関する条例(平成17年海津市条例第92号)の規定による福祉医療費助成に関する事務であって、次に掲げるもの (1)乳幼児等の福祉医療費助成に係る事実の審査に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	海津市福祉医療費助成に関する条例(平成17年海津市条例第92号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2　すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条　この条例は、 <u>乳幼児等</u> 、 <u>重度心身障害者</u> 、 <u>母子家庭等</u> の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成(以下「福祉医療費助成」という。)することにより、これらの者の <u>保健の向上</u> に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		海津市福祉医療費助成に関する条例(平成17年海津市条例第92号)